平成２６年（フ）第４４９号
名古屋市西区中小田井５丁目424番地の１
フクダコーポ105号
破産者　吉田　　保
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６３号
名古屋市守山区守牧町４番地の１　小出ビル402号
破産者　中島　孝夫
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６０６号
大阪府八尾市恩智北町２丁目76番地の３　ココ川崎501号、開始決定時大阪府八尾市南小阪合町２丁目６番２号
破産者　山内　　融
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９０５号
大阪府枚方市小倉町３―10　中元方、住民票上の住所京都府亀岡市𦚰田野町奥条西垣内１番地
破産者　森　　英隆
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３２５号
大阪府枚方市星丘３丁目23番14―205号
破産者　西木　英樹
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４５３号
大阪府高槻市奈佐原２丁目７番６―504号、前住所京都市南区吉祥院御池町１番地１　デルフィ西大路604号
破産者　中西　宏枝
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５１８号
大阪市北区長柄東１丁目４番26―914号
破産者　竹内　治子
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９６号
兵庫県加古川市志方町高畑196番地の２
破産者　森本　隆司
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６８号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目７番打上10棟１階0101号室、開始決定時の住所大阪府寝屋川市萱島信和町13番１号　丸信リバーサイドコーポ２棟201号室
破産者　中村　滿信
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０５９号
大阪府枚方市高田２丁目22番２―203号、開始決定時大阪府枚方市高田１丁目１番54―15号
破産者　久永由紀子
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３３６号
大阪府東大阪市御厨栄町３丁目４番18号　メゾンドール水野201号
破産者　金林三郎こと　金　　三碩
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３３７号
大阪府東大阪市御厨栄町３丁目４番18号　メゾンドール水野201号
破産者　池　　清子
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４９０号
大阪府東大阪市西上小阪12番17号
破産者　岸田智佐子
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４９６号
大阪府寝屋川市中木田町25番23号　都マンション203号室、開始決定時の住所大阪府大東市三箇５丁目６番12号
破産者　藤上　亜紀
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５６５号
大阪市旭区高殿６丁目１番２号
破産者　羽尾　圭一
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５７３号
大阪市東成区玉津２丁目18番24号　、申立時の住所大阪市東成区玉津２丁目５番14号　パシフィック玉津105号
破産者　河森浩二こと　金　　程湖
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５７９号
大阪市城東区東中浜１丁目４番17号
破産者　近藤　智之
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５８２号
奈良県橿原市大谷町108番地の22
破産者　直井　賢治
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１１号
堺市南区庭代台３丁13番１―108号
破産者　笹倉健太郎
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係